

我孫子市行政経営推進規則の一部を改正する規則

我孫子市行政経営推進規則（平成17年規則第50号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 第1章から第5章まで 略 第6章 予算編成、人員配置、組織及び研修への活用（<u>第18条—第20条</u>） 第7章 行政評価の推進（<u>第21条—第25条</u>） 附則 （目的） 第1条 この規則は、総合計画に沿って実施する施策及び事務事業について、達成目標及び成果を明確にし、組織目標及び個人目標と連動させ、その評価結果を予算編成、人員配置、組織編成、事務事業の改善、人事評価等に活用することにより、本市における行政経営の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。 （部の運営方針） 第3条 部長は、予算編成方針及び実施計画策定方針が示されたときは、 | 目次 第1章から第5章まで 略 第6章 削除 第7章 人員配置、組織及び研修への活用（<u>第21条・第22条</u>） 第8章 行政評価の推進（<u>第23条—第27条</u>） 附則 （目的） 第1条 この規則は、総合計画、 分野別基本計画等 に沿って実施する施策及び事務事業について、達成目標及び成果を明確にし、組織目標及び個人目標と連動させ、その評価結果を予算編成、人員配置、組織編成、事務事業の改善、人事評価等に活用することにより、本市における行政経営の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。 （部の運営方針） 第3条 部長は、予算編成方針及び実施計画策定方針（以下「 基本方針 」） |

総合計画の所管に係る施策の中期的目標を踏まえて、関係部長との連携を図りながら、**部の運営方針管理書（様式第1号）**により部の運営方針を定め、その所管に係る施策及び事務事業を効果的に進行管理する。

2及び3 略

（部の運営方針に対する**評価等**）

第4条 部長は、**第9条第1項**の規定により、**課の目標管理書（様式第2号）**について**事後評価**をしたときは、部の運営方針について部全体の総合評価を行う。

2 部長は、**前項**の**総合評価**を行った結果、改善を必要と判断したときは、必要な調整を行い、当該結果に係る改善策を策定する。

3 部長は、第1項の**総合評価**の結果及び前項の改善策を庁議（我孫子市庁議設置規則（昭和63年規則第32号）に基づき設置された庁議をいう。）に報告する。

という。）が示されたときは、総合計画、**分野別基本計画等**の所管に係る施策の中期的目標を踏まえて、関係部長との連携を図りながら、**部の運営方針・課の目標設定書（様式第1号）**により部の運営方針を定め、その所管に係る施策及び事務事業を効果的に進行管理する。

2及び3 略

（部の運営方針に対する**評価**）

第3条の2 部長は、**第6条第3項第2号**の規定により**部の運営方針・課の目標設定書**が提出されたときは、**課の目標に対する取組結果について部の運営方針に照らし評価する。**

2 部長は、**前項**の規定により**課の目標に対する取組結果**について**評価**をしたときは、部の運営方針について部全体の総合評価を行う。

3 部長は、**前各項**の**規定**により**評価**を行った結果、改善を必要と判断したときは、必要な調整を行い、当該結果に係る改善策を策定する。

4 部長は、第1項**及び第2項**の**規定**により**行った評価**の結果及び前項の**規定**により**策定した**改善策を庁議（我孫子市庁議設置規則（昭和63年規則第32号）に基づき設置された庁議をいう。）に報告する。

(部に係る事務事業の進行管理)

第4条 部長は、所管に係る事務事業の円滑な進行を図るため、次に定めるところにより進行管理を行い、その進行状況を常に的確に把握する。

(1) 第11条に規定する指定事務事業 第11条から第14条までの規定により行う。

(2) 前号以外の事務事業（第13条第2項において「部長管理事業」という。） 第11条から第14条までの規定を準用して行う。

(課の目標管理)

(課の目標管理)

第5条 課長は、部の運営方針に基づき、課の目標管理書により課の目標を定め、その所管に係る事務事業を効果的かつ効率的に推進する。

第5条 課長は、部の運営方針に基づき、部の運営方針・課の目標設定書により課の目標を定め、その所管に係る事務事業を効果的かつ効率的に推進する。

2 略

2 略

第6条 略

第5条の2 略

(課に係る事務事業の推進)

第6条 課長は、課の目標を達成するため、部の運営方針・課の目標設定書に基づき、その所管に係る事務事業について事務事業評価表（様式第3号）を作成し、部長に提出する。

2 前項の事務事業評価表には、部の運営方針・課の目標設定書、事務事業分担表（様式第4号）及び事務事業一覧表（様式第5号）を添付しな

なければならない。

3 課長は、次の各号に掲げる事項に該当したときは、それぞれ当該各号に定める帳票を直ちに確定して部長に提出しなければならない。

(1) 予算又は実施計画が示達されたとき 部の運営方針・課の目標設定書、事務事業評価表、事務事業分担表及び事務事業一覧表

(2) 年度が終了したとき 部の運営方針・課の目標設定書、事務事業評価表及び事務事業分担表

(3) 組織の改編、人事異動等があったとき 部の運営方針・課の目標設定書、事務事業評価表及び事務事業分担表のうち変更する必要があるもの

(部長による評価等)

第7条 部長は、**所管に係る施策及び**事務事業について適切な進行管理及び評価を行い、効果的な施策展開を行えるようにしなければならない。

(課長による評価等)

第7条の2 課長は、**所管に係る施策及び**事務事業について、必要に応じ関係課長と調整を図り、目的及び目標を明確にしなければならない。

2 施策を主管する課長は、**当該施策**

(部長の評価)

第7条 部長は、**市長が指定する施策及び所管に係る**事務事業について適切な進行管理及び評価を行い、効果的な施策展開を行えるようにしなければならない。

(課長の評価)

第7条の2 課長は、**市長が指定する施策及び所管に係る**事務事業について、必要に応じ関係課長と調整を図り、目的及び目標を明確にしなければならない。

2 課長は、**市長が指定する施策及び**

について、適切な進行管理及び評価並びに効果的な施策展開を行うため、必要に応じ関係課長と調整の上、施策評価表（様式第3号）を作成し、部長に提出する。

（課に係る事務事業の推進）

第7条の3 課長は、課の目標管理書に基づき、その所管に係る事務事業について事務事業評価表（様式第4号）を作成し、部長に提出する。

2 前項の事務事業評価表には、課の目標管理書及び事務事業分担表（様式第5号）を添付しなければならない。

3 課長は、次の各号に掲げる場合に該当したときは、それぞれ当該各号に定める帳票を直ちに確定して部長に提出しなければならない。

(1) 予算若しくは実施計画が示達されたとき又は年度が終了したとき 課の目標管理書、事務事業評価表及び事務事業分担表

(2) 組織の改編、人事異動等があったとき 前号に定める帳票のうち変更する必要があるもの

（事前評価）

第8条 部長は、第7条の2第2項の施策評価表及び前条第1項の事務事業評価表が提出されたときは、事前評価を行う。

所管に係る事務事業について、適切な進行管理及び評価並びに効果的な施策展開を行うため、自ら施策評価表（様式第2号）を作成し、部長に提出する。

（事前評価）

第8条 部長は、基本方針が示された場合において第6条第1項の規定により事務事業評価表が提出されたときは、同表、部の運営方針・課の目

| | |
|--|--|
| | <p><u>標設定書及び事務事業評価表について事前評価を行う。</u></p> <p><u>2 市長が指定する施策を主管する部長（以下「施策主管部長」という。）は、基本方針が示された場合において、前条第2項の規定により施策評価表が提出されたときは、同表について事前評価を行う。</u></p> |
| <p><u>2 部長は、前項の事前評価の結果、予算配分、人員配置、組織、職員研修等の見直しが必要であると判断したときは、企画総務部長及び財政部長と必要な調整を行う。</u></p> | <p><u>3 部長及び施策主管部長は、前各項の事前評価の結果、予算配分、人員配置、組織、職員研修等の見直しが必要であると判断したときは、企画財政部長及び総務部長と必要な調整を行う。</u></p> |
| <p><u>3 部長は、事前評価を終了したときは、施策評価表及び前条第3項各号に定める帳票を企画政策課へ提出する。</u> （事後評価）</p> | <p><u>4 部長及び施策主管部長は、事前評価を終了したときは、第6条第3項各号の帳票及び施策評価表を企画課へ提出する。</u> （事後評価）</p> |
| <p>第9条 部長は、年度が終了し、<u>施策評価表及び第7条の3第3項第1号に定める</u>帳票が提出されたときは、事後評価を行う。</p> | <p>第9条 部長は、年度が終了し、<u>第6条第3項第2号の</u>帳票が提出されたときは、事後評価を行う。</p> <p><u>2 施策主管部長は、前項の規定による事後評価を行ったときは、第7条の2第2項の規定により提出された施策評価表について事後評価を行う。</u></p> |
| <p><u>2 部長は、前項の事後評価の結果、予算配分、人員配置、組織、職員研</u></p> | <p><u>3 部長及び施策主管部長は、前各項の事後評価の結果、予算配分、人員</u></p> |

修等の見直しが必要であると判断したときは、**企画総務部長**及び**財政部長**と必要な調整を行う。

3 部長は、事後評価を行ったときは、**施策評価表及び第7条の3第3項第1号に定める**帳票を**企画政策課**へ提出する。

(事後評価結果を踏まえた改善)

第10条 部長は、事後評価の結果を庁議に報告するとともに、次項各号の事項について決定を受けなければならない。

2 略

(指定事務事業の決定)

第11条 市長は、**事務事業を構成する事業が**次の各号のいずれかの事業に該当し、当該事業についての的確な進行管理を行う必要があると認めた**もの**(以下「指定事務事業」という。)について進行管理を行う。

(1) 略

(2) 新規に実施する事業

(3)から(5)まで 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 **企画総務部長**は、指定事務事業が決定されたときは、当該指定事務事業の所管部長及び所管課長に通知するとともに、庁議に報告する。

配置、組織、職員研修等の見直しが必要であると判断したときは、**企画財政部長**及び**総務部長**と必要な調整を行う。

4 部長**及び施策主管部長**は、事後評価を行ったときは、**第6条第3項各号の帳票及び施策評価表**を**企画課**へ提出する。

(事後評価結果を踏まえた改善)

第10条 部長**及び施策主管部長**は、事後評価の結果を庁議に報告するとともに、次項各号の事項について決定を受けなければならない。

2 略

(指定事務事業の決定)

第11条 市長は、次の各号のいずれかの事業に該当し、当該事業についての的確な進行管理を行う必要があると認めた**事務事業**(以下「指定事務事業」という。)について進行管理を行う。

(1) 略

(2) 新規事務事業

(3)から(5)まで 略

2 **企画財政部長**は、指定事務事業が決定されたときは、当該指定事務事業の所管部長及び所管課長に通知するとともに、庁議に報告する。

3 指定事務事業を所管する部長は、毎年度4月末までに、指定事務事業進行管理表（様式第6号）を作成の上、企画政策課を経て市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、指定事務事業が年度途中で決定されたときは、本文の規定にかかわらず、速やかに市長の承認を得るものとする。

（中間報告）

第12条 指定事務事業を所管する部長は、当該指定事務事業に係る9月末までの進行状況について、指定事務事業進行管理表を作成し、企画政策課を経て市長に提出する。

2 企画総務部長は、前項の指定事務事業進行管理表が提出されたときは、庁議に報告する。

（問題点及び対応の報告）

第13条 指定事務事業を所管する部長は、指定事務事業の遂行に当たって、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、直ちに、指定事務事業問題点・対応報告書（様式第7号）を作成し、企画政策課を経て市長に提出するとともに、庁議に報告する。

(1) 執行が3月以上遅延するおそれが生じたとき。

3 指定事務事業を所管する部長は、毎年度4月末までに、企画課を経て、市長に当該指定事務事業に係る進行管理表を提出し、承認を得なければならない。ただし、指定事務事業が年度途中で決定されたときは、本文の規定にかかわらず、速やかに進行管理表を提出し、承認を得なければならない。

4 指定事務事業の進行管理表の様式は、事務事業評価表とする。

（中間報告）

第12条 指定事務事業を所管する部長は、当該指定事務事業に係る9月末までの進行状況について指定事務事業中間報告書（様式第6号）を作成し、企画課を経て市長に提出する。

2 企画財政部長は、前項の指定事務事業中間報告書が提出されたときは、庁議に報告する。

（問題点及び対応の報告）

第13条 指定事務事業を所管する部長は、指定事務事業の遂行に当たって、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、直ちに、指定事務事業問題点・対応報告書（様式第7号）を作成し、企画課を経て市長に提出するとともに、庁議に報告する。

(1) 執行が3月以上遅延するおそれが生じたとき

(2) 執行が不能となったとき又は
そのおそれが生じたとき。

(当該年度の事業報告)

第14条 指定事務事業を所管する部長
は、当該指定事務事業に係る3月末
までの進行状況について、指定事務
事業進行管理表を作成し、企画政策
課を経て市長に提出する。

2 企画総務部長は、前項の指定事務
事業進行管理表が提出されたとき
は、庁議に報告する。

(実施計画に位置付ける事業の選
択)

第15条 企画総務部長は、第3条第2
項の規定により市長の承認を得た部
の運営方針及び第9条第3項の規定
により提出された帳票(第18条にお
いて「行政評価表」という。)に基
づき、予算編成方針及び実施計画策
定方針を踏まえて、中期的な財政見
通しと連動させた実施計画を策定す
る。

2 略

(総合計画の進行管理)

第16条 企画総務部長は、施策及び事
務事業の評価結果を総合計画の進行

(2) 執行が不能となったとき又は
そのおそれが生じたとき

2 部長は、部長管理事業が前項各号
に該当した場合において、必要があ
ると認めたときは、市長の承認を得
て庁議に報告する。

(完了報告)

第14条 指定事務事業を所管する部長
は、指定事務事業が完了し、評価結
果及び改善策が決定したときは、速
やかに事務事業評価表を作成し、企
画課を経て市長に提出する。

2 企画財政部長は、指定事務事業が
完了したときは、庁議に報告する。

(実施計画に位置付ける事業の選
択)

第15条 企画財政部長は、第8条第4
項の規定により提出された帳票に基
づき、基本方針を踏まえて、中期的
な財政見通しと連動させた実施計画
を策定する。

2 略

(総合計画の進行管理)

第16条 企画財政部長は、施策及び事
務事業の評価結果を総合計画の進行

管理に活用する。

(基本計画策定への活用)

第17条 企画総務部長は、施策及び事務事業の評価結果を基本計画の策定に活用する。

第6章 予算編成、人員配置、組織及び研修への活用

(予算編成、人員配置、組織編成への活用)

第18条 部長及び課長は、予算を編成する場合において、限られた財源、人員等を効率的かつ効果的に配分するため、行政評価表を積極的に活用しなければならない。

第19条 企画総務部長は、施策及び事務事業の事前及び事後の評価結果を事業への人員配置及び組織編成に活用する。
(研修)

第20条 企画総務部長及び所管部長は、実施計画並びに施策及び事務事業の事前及び事後の評価結果を踏まえて、必要な研修を計画して実施する。

第7章 略

第21条 略

(調整会議)

第22条 行政評価に関する次に掲げる

管理に活用する。

(基本計画策定への活用)

第17条 企画財政部長は、施策及び事務事業の評価結果を基本計画の策定に活用する。

第6章 削除

第18条から第20条まで 削除

第7章 人員配置、組織及び研修への活用

(人員配置、組織編成への活用)

第21条 総務部長は、企画財政部長と連携し、施策及び事務事業の事前及び事後の評価結果を事業への人員配置及び組織編成に活用する。
(研修)

第22条 総務部長及び所管部長は、実施計画並びに施策及び事務事業の事前及び事後の評価結果を踏まえて、必要な研修を計画して実施する。

第8章 略

第23条 略

(調整会議)

第24条 行政評価に関する次に掲げる

事項について調査、研究、調整及び作業を行うため、行政評価調整会議（次項及び第3項において「調整会議」という。）を設置する。

(1)から(3)まで 略

2 略

3 調整会議の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(評価結果の公表)

第23条 市長は、透明性のある行政経営を実現するため、次に掲げる情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(1) 事前の公表

ア 部の運営方針管理書

イ 課の目標管理書

ウ 略

エ 略

オ 指定事務事業進行管理表

(2) 事後の公表

ア 部の運営方針管理書（取組結果）

イ 課の目標管理書（取組結果）

ウ 略

エ 略

オ 指定事務事業進行管理表（当該年度の事業報告）

事項について調査、研究、調整及び作業を行うため、行政評価調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(1)から(3)まで 略

2 略

3 調整会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(評価結果の公表)

第25条 市長は、透明性のある行政経営を実現するため、次に掲げる情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(1) 事前の公表

ア 部の運営方針・課の目標設定

イ 略

ウ 略

(2) 事後の公表

ア 部の運営方針・課の目標設定への取組結果

イ 略

ウ 略

エ 評価結果を踏まえた施策展開の方向の見直し

オ 評価結果を踏まえた事務事業の改善策

カ 前年度の評価結果を踏まえ

| | |
|---|---|
| | た改善策の実施状況 |
| | 2 前項の公表は、広報あびこ及び市ホームページに掲載する方法により行う。 |
| 第24条 略 (補則) | 第26条 略 (補則) |
| 第25条 この規則に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、 市長が 別に定める。 | 第27条 この規則に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度に実施した施策及び事務事業の事後評価は、なお従前の例による。